

令和3年11月

射水市議会臨時会議案説明書

議案第 6 1 号

射水市職員の給与に関する条例等の一部改正について

(説 明)

人事院勧告等の内容に準拠し、本市職員等の期末手当について所要の改正を行うもの。

1 改正内容

(1) 令和 3 年の公民較差の解消

ア 一般職員(特定管理職員)の期末手当の年間支給月数を 0.15 月分引下げ(第 1 条及び第 2 条関係)

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	1.275月 (1.075月)	1.125月 (0.925月)	2.4月 (2.0月)
令和 4 年度以降	1.2月 (1.0月)	1.2月 (1.0月)	2.4月 (2.0月)

イ 再任用職員である一般職員(特定管理職員)の期末手当の年間支給月数を 0.1 月分引下げ(第 1 条及び第 2 条関係)

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	0.725月 (0.625月)	0.625月 (0.525月)	1.35月 (1.15月)
令和 4 年度以降	0.675月 (0.575月)	0.675月 (0.575月)	1.35月 (1.15月)

ウ 議会の議長、副議長及び議員並びに市長、副市長及び教育長並びに特定任期付職員の期末手当の年間支給月数を 0.1 月分引下げ(第 3 条から第 8 条まで関係)

区 分	6月期	12月期	計
本年度【改定後】	1.675月	1.575月	3.25月
令和 4 年度以降	1.625月	1.625月	3.25月

2 関連条例

- (1) 射水市職員の給与に関する条例
- (2) 射水市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
- (3) 射水市長、副市長及び教育委員会教育長の給与に関する条例
- (4) 射水市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

3 施行期日

条例公布の日。ただし、令和 4 年度以降の規定(第 2 条、第 4 条、第 6 条及び第 8 条)については、令和 4 年 4 月 1 日。

議案第 6 2 号

射水市コミュニティセンター条例の一部改正について

(説 明)

射水市七美コミュニティセンターの竣工に伴い、位置が変更となるため、所要の改正を行うもの。

1 改正内容

別表 1 の七美コミュニティセンターの位置を改めるもの。

(改正前) 射水市七美 1 2 5 8 番地

(改正後) 射水市七美 8 9 8 番地

2 施行期日

令和 3 年 1 2 月 1 日

議案第 6 3 号

射水市立歌の森小学校プール改築（建築主体）工事請負契約について
（説 明）

令和 3 年 1 1 月 2 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立歌の森小学校プール改築（建築主体）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求めるもの（地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号、同法施行令第 1 2 1 条の 2 第 1 項（別表第 3））、射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条）。

工事区分	契約金額	契約の方法	契約の相手方	工 期
建築主体 工事	176,550,000円 （うち消費税等 16,050,000円）	制限付き一般 競争入札によ る契約	永森建設工業・原建設射水市立歌 の森小学校プール改築（建築主 体）工事共同企業体 代表者 射水市三ヶ3973番地 永森建設工業株式会社 代表取締役 永森 忠志 構成員 射水市作道2035番地4 原建設株式会社 代表取締役 原 龍治	契約締結の日 ~ 令和4年8月12日

報告第12号

専決処分の報告について

(説明)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
51	令和3年9月27日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 258,750円 2 和解及び損害賠償の相手方 富山市在住1名 3 事由 市道側溝蓋による車両破損事故 発生日 令和3年8月7日 場 所 射水市港町地内
52	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 30,500円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市新片町四丁目地内
53	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 440,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市荒町地内
54	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 2,086,700円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市堀岡明神新地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
5 5	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 363,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月9日 場 所 射水市堀岡神明神地内
5 6	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 489,500円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市水戸田地内
5 7	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 229,600円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月11日 場 所 射水市赤井地内
5 8	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 418,000円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月10日 場 所 射水市太閤山9丁目地内
5 9	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 46,200円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月19日 場 所 射水市青井谷地内

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
6 0	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 110,220円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月19日 場 所 射水市青井谷地内
6 1	令和3年10月15日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 67,931円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 公用車による交通事故 発生日 令和3年3月30日 場 所 射水市戸破地内
6 2	令和3年11月2日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100パーセント 損害賠償額 市 697,295円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住1名 3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和3年1月12日 場 所 射水市片口地内